

平成 25 年 9 月 19 日

サノフィ・アベンティス健康保険組合
理事長 島田 秀孝



サノフィ・アベンティス健康保険組合規約の一部変更について、届出を行い、平成 25 年 9 月 4 日（認可日）より施行することになりましたので、公告します。

記

新旧条文対照表

新	旧
<p>(理事長の職務)</p> <p>第 33 条 理事長は、組合の事務を総理し、 <u>次の各号に掲げる事項を決定する。</u></p> <p><u>(1) 常務理事の指名</u></p> <p><u>(2) 組合会・理事会の議長</u> <u>(組合会/理事会の議事に</u> <u>おいて、可否同数の場合</u> <u>の議決権を含む。)</u></p> <p><u>(3) 職員の任免</u></p> <p><u>(4) 理事会の招集</u></p> <p><u>(5) 公告</u></p> <p><u>(6) 上記のほか、第 30 条の規定</u> <u>により、理事会において決定</u> <u>する事項以外の事項</u></p>	<p>(理事長の職務)</p> <p>第 33 条 理事長は、組合の事務を総理し、 <u>第 30 条の規定により、理事会に</u> <u>おいて決定する事項以外の事項に</u> <u>ついて決定する。</u></p>